

学校の労働安全衛生管理の在り方について
(これまでの議論の整理)

1. 学校の労働安全衛生管理の現状

- 学校教育は、教師と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであることから、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に実施していくためには、教師が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようにすることが重要であるが、公立学校の教育職員¹に占める病気休職者数は、ここ数年 5,000 人前後（全教育職員数の 0.5 パーセント強）で推移²している。
- 心身の健康維持の観点からは業務量の削減も喫緊の課題であるが、教師の精神疾患の原因は、児童生徒への対応や保護者への対応、職場の人間関係等様々なものが考えられ、教師が疲労や心理的負担を過度に蓄積して心身の健康を損なうことのないようにするためには、長時間勤務を是正することに留まらず、労働安全衛生の観点から必要な環境を整備することが必要である。
- 労働安全衛生法では、教育公務員を含む地方公務員は適用除外とされておらず、学校現場にもその規定が適用される³。このとき一般に、労働安全衛生法上の「事業場」は各学校を指し、「事業者」は学校の設置者を指すこととなる。
- 労働安全衛生法では、事業場の業種・規模等に応じて、安全衛生管理体制整備の観点から事業者が講ずべき措置が定められている。例えば、常時 50 人以上の労働者を使用する事業場においては、衛生管理者や産業医の選任、衛生委員会の設置等が義務付けられている⁴。また、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場においては、衛生推進者の選任⁵等が義務付けられている。
- しかし、このように各事業場の規模によって義務付けられた体制整備について、特に小・中学校においては、整備率が 9 割程度（産業医については 8 割程度）にとどまっているのが実情⁶である。

¹ 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員（出典：文部科学省「公立学校教職員人事行政状況調査」）

² 出典：文部科学省「平成 28 年度公立学校教職員人事行政状況調査」

³ 労働安全衛生法第百十五条

⁴ 労働安全衛生法第十二条、第十三条、第十八条

⁵ 労働安全衛生法第十二条の二

⁶ 出典：文部科学省「公立学校等の労働安全衛生管理体制等に関する調査」

- 労働安全衛生法においては、上記のような体制整備に加え、健康の保持増進のための措置についても規定されている。例えば、勤務時間が一定時間を超えた者や高ストレス状態にある者等に対する医師による面接指導は、規模を問わず、全ての事業場において行うことが義務付けられている⁷。また、平成27年12月からは50人以上の労働者を使用する事業場において、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行うことが義務付けられている⁸。
- これらの健康の保持増進のための措置についても、例えば面接指導体制の整備状況については、特に小・中学校において、教職員50人以上の学校で9割程度、50人未満の学校では7割程度にとどまっている⁹ことが明らかとなっている。

2. 学校の労働安全衛生管理の充実のための方策

- 労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制の未整備は、罰則¹⁰の対象となる法令違反であり、事業者である学校の設置者は、速やかに法令上求められている体制の整備を行うことが必要である。また、法令上の義務が課されていない学校においても、学校の設置者は、可能な範囲で労働安全衛生管理体制の充実に努めるべきである。
- 法令上の義務が設置者に必ずしも認知されていないことも考えられることから、文部科学省は引き続き、学校の設置者の義務の遵守について徹底を促すとともに、学校の労働安全衛生管理体制の整備について、最新の状況も踏まえたわかりやすい資料を作成し、周知するべきである。
- 法令で定められた義務が必ずしも遵守されていない現状においては、まずは体制を整備することが必要であるが、その上で、整備された体制が適切に機能することが重要であり、文部科学省は、先進事例等を把握し、周知するべきである。
- 法令で定められた義務のうち、衛生管理者等の選任については、衛生管理者の資格要件として、養護教諭免許状等¹¹を有する者で学校に在職する者は衛生管理者免許を有していなくても衛生管理者に選任することができることとされていることから、養護教諭等が衛生管理者に選任されることも少なくない。教職員から衛生管理

⁷ 労働安全衛生法第六十六条の八及び第六十六条の九

⁸ 労働安全衛生法第六十六条の十。なお、50人未満の事業場においては、当分の間、努力義務とされている。（労働安全衛生法附則第四条）

⁹ 出典：文部科学省「公立学校等の労働安全衛生管理体制等に関する調査」

¹⁰ 労働安全衛生法第百二十条

¹¹ 衛生管理者規程第一条。このほか、保健体育若しくは保健の教科についての中学校教諭免許状若しくは高等学校教諭免許状を有する者で学校に在職する者等も同様に衛生管理者免許を有していなくても衛生管理者に選任することができる。

者を選任する場合は、養護教諭等も含め、学校全体の教職員の業務を把握し、適切な役割分担を行うべきである。その上で、学校の設置者は、選任した衛生管理者等に対し、厚生労働省の定める指針に沿って能力向上教育を行い、また教育を受ける機会を与えるように努める必要がある¹²。

- また、教師の心身の健康を保つためには、何よりもまず健康状態を確認することが重要である。学校においては、定期健康診断の実施が、労働安全衛生法及び学校保健安全法の両方の規定により設置者に義務付けられており¹³、適切な事後措置が行われることが必要であるが、身体面に加え精神面での健康状態を確認する観点から、常時50人以上の労働者を使用する事業所において義務として課されているストレスチェックについて、教職員が50人未満の学校においても実施されるよう、文部科学省は積極的に促すべきである。
- ストレスに関しては、精神疾患による病気休職等から復帰した職員の多くは、ストレスを感じていたときに誰かに相談すべきだったと感じているとの指摘もある。ストレスを感じた教職員は、まずは上司や同僚へ相談することが考えられ、教育委員会は、教職員への研修等を通じて、心身の健康保持の重要性やそのための方策、相談を受ける際の傾聴法等について理解を深められるようにするとともに、学校の管理職は、相談しやすい環境の整備など、各学校において必要な対策を講じていくべきである。
- 次に、専門医に相談することが考えられるが、産業医の選任義務が果たされていない学校も少なくなく、学校の設置者は、まずは法令上の義務の遵守を徹底すべきである。その上で、学校医は必ずしも産業医の資格を持っているとは限らないが、全ての学校に学校医を置くこととされている¹⁴ことから、学校の設置者は、学校医がその業務において教師の健康上の懸念点を発見した際に適切な専門医との連携が取れるような環境を整えるべきである。このほか、電話等により相談する機会を設けることも重要であり、文部科学省は、公立学校共済組合が実施している電話相談窓口等の更なる活用を啓発していくべきである。
- また、教師は児童生徒や保護者への対応に精神的な負担を感じていることも多いことから、そのような児童生徒に対する指導や心のケアについてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフとともに対応し、必要に応じて教師が指導を行うに当たって専門スタッフと密な相談を行うことができるようにすることが、教師の精神的な負担の軽減を図る観点からも重要である。

¹² 労働安全衛生法第十九の二

¹³ 労働安全衛生法第六十六条、学校保健安全法第十五条

¹⁴ 学校保健安全法第十六条

- 心身の健康を保つためには、相談体制といったソフト面の観点からだけでなく、施設・設備といったハード面での観点からの労働安全衛生環境整備も重要である。教育委員会は、教師が適切な環境で勤務することができるよう、空調等の設備を整えることが必要であり、文部科学省としてもこれを支援すべきである。また、文部科学省は、職員室のレイアウト変更等、勤務環境の改善事例について、教育委員会に周知すべきである。
- さらに、学校における労働安全衛生環境整備の重要性を対外的・対内的に示す観点から、学校や学校の設置者は、学校の労働安全衛生管理の観点について、学校評価や、それと連動した業務改善の点検・評価に盛り込むことを検討すべきである。